

海外投資保険運用規程

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052

(定義)

第1条 本規程及び保険証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外投資（株式等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款（株）」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款（不）」という。）によるもののほか、別に定めのある場合を除き別表の通りとする。

(てん補危険の種類)

第2条 約款（株）第2条第1項第1号から第5号までのてん補危険及び約款（不）第2条第1号から第4号までのてん補危険を非常危険とし、約款（株）第2条第1項第6号のてん補危険を信用危険とする。

(引受基準)

第3条 海外投資保険の引受対象となる海外投資は、少なくとも以下のすべてに該当するものとする。

- 一 海外投資の内容が、我が国対外取引の健全な発達に資すると認められること。
- 二 海外投資の投資先国等における海外投資の保護環境が、投資先国等の憲法、外資法若しくは政策声明又は投資先国等とわが国との二国間通商航海条約若しくは投資保証協定等により、十分整備されていると認められるものであること。
- 三 海外投資について、投資先国等の政府の許可又は承認を必要とする場合にあっては、当該許可又は承認を証する書面を取得していること。
- 四 海外投資の投資先国等の経済情勢及び政治情勢について著しい問題がないと認められること。

(申込み)

第4条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、原則として、次の各号に掲げる日前に、申込みを行うものとする。

- 一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価の全部又は一部を送金した日又は輸出した日
- 二 無償増資又は被投資法人設立以前に送金された資金又は輸出された物（以下「先行投資資金等」という。）を株式等に繰入れる場合にあっては、当該増資資金又は先行投資資金等が被保険投資の相手方の株式等に繰入れられた日

(分割送金の取扱い)

第5条 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価を分割して送金又は輸出する場合（以下「分割送金による投資」という。）について、海外投資保険の申込みをしようとする場合は、次の各号の規定に定めるところにより、取り扱うものとする。

- 一 最初の分割送金による投資については、当該分割送金による投資の取得のための対価の額に、100分の95を乗じた金額の範囲内の額（以下取得のための対価の額に対する設定した保険金額の割合を「設定付保割合」という。）を保険金額として設定するものとする。
- 二 第2回目以降の分割送金による投資については、当該分割送金による投資の取得のための対価の額に前号の設定付保割合を乗じて得た金額を保険金額として、前回までの分割送金による投資に係る海外投資保険（以下「基本保険契約」という。）の保険金

額を増額するものとする。

三 基本保険契約の保険期間の延長又は短縮は、認めないものとする。

(増資に係る保険契約の取扱い)

第 6 条 約款(株)により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が保険契約締結後、増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に伴う送金額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 既に締結されている保険契約(以下「増資前保険契約」という。)と別に、当該増資に伴う送金額について新たに保険契約を締結する方法

二 当該増資に伴う送金額について、増資前保険契約の増額として保険契約を締結する方法

三 増資前保険契約を解除し、当該増資後の総投資額について新たな保険契約を締結する方法

2 前項第 3 号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合にあっては、第 10 条の規定にかかわらず、保険期間の最短限度は増資前保険契約の残存期間(1年に満たない期間がある場合は1年に切り上げるものとする。)と2年のいずれか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。

(対価の額等)

第 7 条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。

一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。

二 取得した株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。

三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類(以下「財務諸表等」という。)による簿価純資産額のうち保険申込者(保険申込者と海外投資を行った者が異なる場合は、当該海外投資を行った者。以下同じ。)の持ち分に相当する金額(当該保険申込者が同一の被保険投資の相手方について複数の保険契約を締結する場合にあっては、当該保険申込に係る保険申込者の持ち分に相当する金額とする。以下「被保険投資の相手方評価額」という。)。ただし、当該財務諸表等は、公認会計士これに準ずる者の証明したもの又は被保険者の監査済財務諸表等作成時の基礎書類となったものに限る。以下同様とする。

四 貨物(当該貨物を取得した日又は生産した日から起算して1年以内に輸出されたものに限る。)による現物投資(本邦以外からのものを含む。)の場合にあっては、海外投資を行った者が当該貨物を取得又は生産するために要した額に当該貨物の輸出のために要した額を加えた額。

ただし、不動産に関する権利等の取得のうち、技術提供契約(技術の提供又はこれに伴う労務の提供(以下「技術等の提供」という。))を伴う輸出契約又は仲介貿易契約を含む。)に基づく技術等の提供の用に供するために無為替輸出又は本邦外において購入する設備(1年以上の耐用年数があるものに限る。以下「技術提供用設備」という。)に関する権利の取得の場合にあっては、海外投資を行った者が当該設備を取得又は生産するために要した額とする。

なお、当該貨物を本邦以外より現物投資するために本邦以外へ前記金額を送金した場合はその送金額。

五 前号の規定に定める貨物以外の貨物による現物投資の場合にあっては、当該貨物の輸出日の属する会計年度の期首の帳簿価額に当該貨物の輸出のために要した額を加えた額。

ただし、技術提供用設備に関する権利の取得の場合にあつては、海外投資を行った者が当該設備を取得又は生産するために要した額から保険責任が開始した日及びそれから 1 年を経過する日ごとに、当該日の属する事業年度の直前の事業年度までに減価償却した額を控除した残額とする。

- 六 前号の規定に定める帳簿価額が減価償却の不足等の事由により過大に計上されている場合にあつては、日本貿易保険が認定する額。
- 2 前項の規定にかかわらず、約款（株）第 3 条第 4 項により特約を付した場合の取得のための対価の額の設定については、次項に定める当初保険年度におけるプレミアム相当額に前項第三号の規定により算出した被保険投資の相手方評価額を加算した金額とする。
- 3 約款（株）第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、プレミアム相当額は、以下のとおりとする。
- 一 当初の保険年度（保険期間の開始日から 12 月毎の期間をいう。以下同じ）におけるプレミアム相当額は、取得時プレミアム相当額を被保険者が被保険投資の相手方の株式等を取得した年度（以下「投資年度」という。）の翌年度の開始日を初回とし、被保険投資の相手方の各事業年度の開始日ごとに定額で減額した金額。なお、取得時プレミアム相当額とは、被保険投資の相手方の株式等の取得のために実際に要した額から投資年度の前年度の被保険投資の相手方の財務諸表等における簿価純資産額のうち海外投資を行った者の持ち分に相当する金額を控除した金額をいう。
- 二 翌保険年度以降のプレミアム相当額は、当初の保険年度におけるプレミアム相当額を翌保険年度の開始日を初回とし、以降各保険年度の開始日ごとに定額で減額した金額。
- 三 前二号の規定にかかわらず、被保険者の財務諸表等における被保険投資の相手方の株式等を減損処理した場合又は株式等に関して個別引当を計上した場合のプレミアム相当額は、別に特約で定めるところによる。
- 4 前項の規定で定める定額での減額は、取得時プレミアム相当額を回収期間で除した額を減額するものとする。回収期間とは、被保険投資の相手方の事業計画書等において、投資年度から被保険投資の相手方の当期利益累計金額のうち海外投資を行った者の持ち分に相当する金額がプレミアム相当額以上となるまでの年数をいい、かかる年数が 20 年を超える場合には、20 年とする。なお、当該事業計画書等において、事業計画期間内にプレミアム相当額を回収する計画となっていない場合は、事業計画の最終年度の当期利益がその後も継続するものとして回収期間を計算する。
- 5 約款（株）第 2 条第 2 項により特約を付した場合の当該特約対象となる各再投資先企業（被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいう。）に対する保険申込者の持ち分評価額の設定については、原則として、被保険投資の相手方の直近の財務諸表等において当該再投資先企業の株式等として計上されている額及び当該再投資先企業に対する貸付金債権として計上されている額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額。ただし、日本貿易保険が他の設定方法を認めた場合はこの限りでない。

(換算率)

第 8 条 約款（株）第 33 条第 2 項第 1 号及び約款（不）第 32 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、取得のための対価の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の 1 日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。

- 2 既存の保険契約の保険期間満了に伴う申込みにおける取得のための対価の額の設定に関しては、既存の保険証券に記載された為替換算率により邦貨に換算することができる。

(保険期間の開始日及び終了日)

第 9 条 海外投資保険の保険責任の開始日は、保険契約の締結日の属する月の 1 日とする。

2 前項の規定にかかわらず、既存の保険契約の保険期間満了に伴い同一の投資につき継続して締結される新規保険契約の申込み(以下「更新」という。)に係るものにあつては、既存の保険契約における保険証券記載の保険期間の満了日の翌日とする。ただし、更新に係る保険契約の締結が当該満了日の属する月の翌月末よりも後になった場合についてはこの限りでない。

3 海外投資保険の保険責任の終了日は、保険証券記載の保険期間の満了日とする。ただし、約款(株)第2条第1項第2号から第4号までの事由のうち1月以上の事業の休止が生じたことにより受ける損失をてん補する場合にあつては、保険証券記載の保険期間が30年となる場合を除き、同保険期間の満了日から1月後の日とする。

(保険期間)

第10条 海外投資保険の保険期間(前条第1項又は第2項の保険責任の開始日から同条第3項の保険責任の終了日までの期間をいう。以下同じ。)の最短限度は2年(ただし、前条第3項のただし書きの場合を除く。)とし、最長限度は30年とするものとする。また、更新の場合の保険期間は1年を単位とする。

(支払期日前の請求)

第11条 約款(株)第27条第3項に定める日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。

ただし、配当金、元本又は利子について固定の約定金利が定められている場合にあつては、算式中「5.84%」を「約定金利」とする。

$$\begin{array}{l} \text{約款の規定} \\ \text{により算出} \\ \text{した残額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{約款の規定により} \\ \text{確認された配当} \\ \text{金、元本又は利子} \\ \text{請求権の評価額} \end{array} \times \left[1 - \frac{1}{(1 + 5.84\%)^m} \times \frac{1}{1 + 5.84\% \times \frac{n}{365}} \right]$$

mは、確認日から償還期限までの日数を365で除した数の整数部分

nは、確認日から償還期限までの日数と、365にmを乗じた数との差

(取得のための対価の額等の変更)

第12条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があつた場合には、約款(株)第38条又は約款(不)第37条の「その他合理的事由がある場合」として、株式等又は不動産に関する権利等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。ただし、被保険利益の増加を理由とした変更請求にあつては、著しい状況の悪化が認められる場合その他個別案件の事情に照らし日本貿易保険が当該変更に応じられない場合はこの限りでない。

一 外国為替相場の円の変動により5%以上被保険利益が変動した場合。

イ 変更を用いる為替換算率は、保険証券の取得のための対価の額の欄の換算率(この換算率の対象通貨が取得した株式に表示される通貨と異なる場合には、当該取得した株式に表示される通貨に係る換算率を適用する。以下「証券記載の為替換算率」という。)と保険期間の開始の日の毎年の応当日の2月前の月の1日の外国為替相場との間において被保険者の自由設定とする。

ロ 変更後再度の変更をする場合は、変更修正後の為替換算率を証券記載の為替換算率とみなして、イと同様に取扱う。

二 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうち被保険者の持ち分に相当する金額又は不動産に関する権利等の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものとして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。

三 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうち被保険者の持ち分に相当する金額又は不動産に関する権利等の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を下回る場合には、被保険利益が減少したものとして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。

四 直近の配当金請求権の額（株主総会決議等で金額が確認できるものに限る。）に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が、当初に設定した配当金の額を上回る場合には超過額を上限として、また、下回る場合にはその差額を上限として、配当金の額の変更を認める。

(保険契約の解約)

第13条 以下のいずれかに該当する場合については、約款（株）第19条及び約款（不）第19条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。

一 被保険者投資が消滅した場合（約款（株）第19条にあっては、被保険者が被保険投資の目的たる株式等をすべて譲渡した場合又は被保険投資の相手方が清算された場合をいい、約款（不）第19条にあっては、被保険者が被保険投資の目的たる不動産に関する権利等をすべて譲渡した場合又は不動産に関するすべての権利等が完全に消滅した場合をいう。）

二 被保険者が、保険証券記載の被保険投資事業から完全に撤退することを正式に意思決定した場合

2 保険契約者及び被保険者が、次の各号のうちいずれかを理由として、同一の投資に対する新たな保険契約の申込を前提として、保険契約の解約を申し出た場合は、約款（株）第19条又は約款（不）第19条における「別に定める場合」として、原則として当該応答日の前日に保険契約を解約し、当該応答日より新たな保険契約を締結することができるものとする。ただし、新たな申込み内容に基づく保険契約の締結について日本貿易保険が認めた場合に限るものとし、新たに締結する保険契約の期間は解約時点における保険契約の残存期間と同じかそれよりも長いものとする。

一 10%以上の付保率の引き上げ

二 てん補事由タイプのフルカバー型への変更又は1事由てん補型から2事由てん補型への変更

三 てん補対象範囲の混合型への変更

四 新たな特約の付保によるてん補リスクの拡大

(被保険投資の相手方の事業の一部の対象)

第14条 約款（株）第2条第2項に規定する特約は、「被保険投資の相手方の事業の一部」について当該被保険投資の相手方が他の法人の株式等を取得して実施していると認められる場合に限り、付すものとする。

(締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い)

第15条 約款（株）第34条第2項の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること（以下「証券統合」という。）を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。

一 保険契約者は、証券統合の対象にする複数の保険契約のうちいずれか1つを他の保険契約の統合先（以下「統合先証券」という。）として指定し、統合先証券以外の保険契約（以下「被統合証券」という。）における各保険年度の開始の日の1月前までに日本貿易保険に書面で申請することにより、当該各保険年度の開始の日を証券統合の日とし、同日以後の保険契約部分を統合する。

二 統合先証券における保険年度を被統合証券の保険年度とし、証券統合後の被統合証券の保険期間の満了日は、次のとおりとする。

- イ 被統合証券の保険期間が30年の場合は、証券統合前の保険期間の満了日の属する証券統合後の保険年度（以下「統合最終保険年度」という。）の直前の保険年度の末日とする。
 - ロ 被統合証券の保険期間が2年(更新の場合においては保険期間が1年)の場合は、統合最終保険年度の末日とする。
 - ハ 上記イ及びロ以外の場合は、統合最終保険年度の末日又は当該保険年度の直前の保険年度の末日のいずれかを被保険者が選択する。
- 三 貿易保険の保険料率等に関する規程(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。)別表第5に規定する国カテゴリー等保険契約内容については、前号を除き証券統合前の保険契約内容とする。
- 四 前3号の規定にかかわらず、保険料率等規程別表第5のてん補事由タイプ及びてん補対象となる非常事由が異なる場合の証券統合は行わないものとする。
- 2 約款(株)による保険契約(前項の規定に基づき証券統合を行ったものを含む。)であって、複数の枝が存在するものについて被保険者が希望するときは、当該複数の枝のうち二以上のものを次の各号の条件により一の枝に変更(以下「枝統合」という。)することができる。
- 一 枝統合の対象にするすべての枝において次の内容が同一であること。
 - イ 設定付保割合
 - ロ 国カテゴリー
 - ハ 株式等の取得のための対価の額の通貨
 - ニ 保険料率
 - ホ 保険期間の満了日
 - ヘ 特約の内容
 - 二 枝統合後の株式等の取得のための対価の額、当該対価の額が外貨の場合の外国為替相場及び保険金額は、次の各号のとおりとする。
 - イ 株式等の取得のための対価の額 枝統合の対象にするすべての枝における株式等の取得のための対価の額の合計額
 - ロ 株式等の取得のための対価の額に係る外国為替相場 枝統合の対象にするすべての枝における保険金額の合計額を設定付保割合で除して得た金額をイの金額で除して得た率(小数点第五位以下を切り捨てる。)
 - ハ 保険金額 イの金額(当該金額が外貨の場合にあっては、ロの率を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。))に設定付保割合を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。)

(担保権の設定)

- 第16条** 約款(株)第37条第1項若しくは第2項における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」又は約款(不)第36条第1項における「質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約(担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。以下同じ。)が締結される場合にあっては、当該予約契約を締結しようとするときをいうものとし、海外投資保険の申込みの時点において既に担保権の設定(前述の場合にあっては担保権設定に係る予約契約の締結をいう。)が行われている案件については、海外投資保険の申込みのときをいうものとする。
- 2 保険料率等規程Ⅱ[9]2(3)ただし書きにおける「当該貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合」とは、当該貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険

(平成29年4月1日施行予定)

に係る貸付等の額（以下「保険付保部分」という。）が、プロジェクトに係る貸付等において、以下のすべてを満たす場合をいうものとする。

- 一 市中銀行等による貸付等の額に対する保険付保部分の割合が50%以上であること
- 二 すべての貸付等の合計額に対する保険付保部分の割合が10%以上であること

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

別表

定義

1. 対象となる海外投資	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 2 条第 17 項第 1 号に定める「株式等の取得」には、海外投資の投資先の国又は地域（以下「投資先国等」という。）の対外債務を株式等に転換する方法（以下「債務の株式化」という。）による取得も含まれるものとする。 ・法第 2 条第 17 項第 1 号に定める「株式等の取得」には、「外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 20 条第 2 号、第 5 号及び第 11 号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資」以外の証券投資（ポートフォリオ・インベストメント）も含まれるものとする。 ・法第 2 条第 17 項第 2 号に定める「不動産に関する権利等の取得」には、利益分与契約に基づく投資、生産物分与契約に基づく投資、その他の権利等の取得のための投資も含まれるものとする。
2. てん補事由	<p>（事業不能等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険投資の相手方について事業の継続の不能又は 1 月以上の事業の休止が生じたこととは、被保険投資の相手方の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款（株）第 2 条第 2 項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款（株）第 2 条第 3 項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等（約款（株）第 2 条第 2 項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）においてそのような事由が生じたことをいう。 ・「事業の継続の不能」とは、事業継続が将来にわたって困難になったことをいう。施設損壊等などの物理的損害により事業を継続することが出来なくなった場合のみならず、損害の影響の継続により将来にわたって事業会社の自己資本が毀損していくような状況が見込まれることにより事業撤退した場合を含む。 ・「事業の休止」とは、事業再開を前提として事業会社が当該事業活動を停止することをいう。事務所閉鎖など物理的な停止のみならず、実態として操業不能な状態になっている場合を含む。 ・1 月以上の事業の休止が生じたことによる損失については、事業の休止後、事業が再開することなく 1 月が経過した日が保険期間内にあればてん補の対象とする。 ・「事業の再開」とは、被保険投資の相手方が停止していた事業活動を再開することをいう。物理的な停止状態が解消した時（立入制限解除、電気供給再開、生産設備の修理が完了し稼働可能となった時等）や、事業活動中断の原因が解消した時（必要部品や代替納入先の確保、取引先の事業再開、経済活動が正常化等）等を含む。 <p>（政策変更リスク特約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約款（株）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する「政策変更」とは、権利侵害には該当しない外国政府等の合法的な行為をいうものとする。

2. てん補事由	<p>(送金危険)</p> <ul style="list-style-type: none">・約款(株)第2条第1項第5号の規定に定める「株式等の喪失(前4号の事由によるものを除く。)により取得した金額」とは、株式等の売却代金、資本剰余金の配当、資本金の額の減少による配当有償減資による資本の払戻しその他資本剰余金の処分による配当、残余財産の分配金等をいう。・また現金化されたものの外、同号に規定する事由により送金が行えないため、被保険投資の相手方がいつでも支払いを行いうる状態で保有している金額も含まれるものとする。・法第69条第2項第4号イに定める「外国において実施される為替取引の制限又は禁止」は、外国政府のとした一般的措置であれば、為替取引の制限、禁止の根拠が法令に基づく措置か、行政処分に基づく措置か、あるいは法令の根拠のない単なる事実上の措置かは問わないものとする。ただし、保険契約締結後に新たに行われた措置でなければならない。
3. その他	<p>(換算率)</p> <p>一 「日本貿易保険の指定した換算率」(約款(株)第33条第7項、約款(不)第32条第7項)とは、日本貿易保険が指定する対顧客直物電信売相場とする。</p>